

自主的避難等対象区域（いわき市）の土地建物について借主より賃料収入を得ていたが、平成23年11月に借主が撤退したために減収が生じた申立会社について、原発事故当時、当該賃貸借契約（契約期間3年）は4度の更新により13年以上続いており、原発事故がなければ少なくとも平成26年11月までは契約が更新される蓋然性があったと認め、平成23年12月分から平成26年11月分までの減収分につき、原発事故の影響割合を4割として賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人株式会社X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

#### 記

（1）損害項目：営業損害

期 間：自 平成23年12月1日 至 平成26年11月末日

（2）損害項目：本件和解仲介に関する弁護士費用

### 第2 和解の金額

被申立人は、申立人に対し、第1記載の損害項目及び期間について、申立人に下記内訳に係る金2,821,788円の損害が生じたことを認める。

#### （内訳）

（1）営業損害 金2,739,600円

（2）本件和解仲介に関する弁護士費用 金82,188円

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金について、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和

解契約書の写し1通を，原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年2月10日

(仲介委員 櫻井喜久司)